

# うるま市立伊波こども園重要事項説明書

## 1 施設運営主体

名称	うるま市
所在地	うるま市石川伊波 287 番地 1
電話番号	098-964-2980
代表者氏名	うるま市長 中村 正人

## 2 利用施設

施設の種類	公立幼保連携型認定こども園								
施設の名称	伊波こども園								
施設の所在地	うるま市石川伊波 287 番地 1								
連絡先	本園：098-964-2980								
管理者	園長： 國吉 貴子								
対象児童	保育を必要としない満3歳以上の園児（以下「1号認定園児」という） 保育を必要とする満3歳以上の園児（以下「2号認定園児」という）								
利用定員	認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
	1号認定	—	—	—	10	10	20	40人	110 人
	2号認定	—	—	—	20	20	30	70人	
	3号認定	—	—	—	—	—	—	—	
認可年月日	令和4年4月1日								

## 3 施設・設備等の概要

### (1) 施設

伊波こども園本園		
敷地	敷地全体	962.17 m <sup>2</sup>
	園庭	649.29 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・1階建て
	延べ面積	883.75 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数
乳児室 ほふく室	
保育室	4室（3・4・5歳児）
遊戯室	1室
調理室	
地域子育てセンター事業	
一時預かり事業	

4 施設の目的・運営方針

うるま市立伊波こども園（以下「当園」という）は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、うるま市立認定こども園設置条例、その他関係法令を遵守し運営するものとします。

5 提供する特定教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育の提供を行います。

**教育・保育理念**

子どもの主体性、好奇心などを重視した遊びや体験を通し、生涯の基礎となる教育・保育を展開し、「生きる力の基礎」をはぐくむことを目指します。

**教育・保育方針**

- 教育・保育目標達成に向け、教育及び保育目標の具現化を図り全職員で共通理解し協力し合う園運営に努める
- 教育及び保育効果を高める環境づくりや施設整備の充実に努めます。
- 研修や実践研究に積極的に取り組み、保育教諭としての専門性を高めます。
- 保護者や地域、保育施設、小学校等との連携を図る。
- 小学校と細やかな連携を図っていくことにより、就学へ向けての円滑な接続に努めます。

**教育・保育目標**

- 思いやりのある子
- よく考える子
- 元気でじょうぶな子

## 教育・保育の内容

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、満3歳以上から小学校就学前までの一貫した教育・保育を提供します。
- (2) 遊びを中心とした園児の生活において、子どもが主体的に学ぶ環境を整えることで、環境を通じた教育・保育を提供します。
- (3) 食事については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べることができ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

### 〈食事の提供時間〉

	昼 食	午後間食 (おやつ)	備 考
3歳児	12時00分頃	<b>15時頃</b>	外部搬入
4歳児	12時00分頃	★ 2号認定児のみ	★ 起産石川による食事の提供
5歳児	12時00分頃	※ 1号認定児は時間外利用児のみ	

- ① 献立表は毎月別途お知らせします。
- ② アレルギー児は事前にご連絡ください。「申請書」の提出があります。
  - 「アレルギー疾患生活管理申請書」⇒「アレルギー疾患生活管理指導表」「食物除去指示書」

### (4) その他

#### ① 一時預かり保育について

1号認定園児の預かり保育については利用初回時に「一時預かり保育事業利用申込書」様式第1号(第7条関係)の提出が必要となります。利用料はその都度徴収いたします。(IV-6 別表1)

#### ② 時間外保育について

2号認定園児の時間外(延長)保育については利用初回時に「時間外保育申込書」様式第1号(第5条関係)の提出が必要です。利用方法(月・日)の変更がある場合は再度「時間外保育申込書」の提出が必要となります。日々の利用料については、その都度徴収いたします。(IV-6 別表1)

#### ③ 登降園について

- ・お子様を園に送る際には、保護者の方は玄関内までお子様と一緒に送りください。(※感染症等の状況により、変更もあります。)
- ・令和5年度より「コドモン」を導入いたします。送迎時の打刻を忘れずをお願いいたします。
- ・登降園は、保護者が責任をもって送迎して下さい。また、迎える方が代理になる際は、必ず事前にご連絡下さい。送迎は成人の方でお願いします。(コドモンの打刻がありますので職員への声かけをお願いします。)
- ・送迎後は速やかにご帰宅をお願いします。(駐車場の入替え・遊具等での事故防止)

#### ④ 送迎時の駐車について

- ・ 駐車場は、旧石川社協跡地をご利用ください。伊波小学校への車両の乗入れは全面禁止となっています。
- ・ 伊波こども園指定駐車場（旧石川社協跡地）では、必ずお子様の手をつなぐ等、安全に十分留意してください。
- ・ 園正門側への路上駐車、JA おきなわ中部北 LP ガスセンターへの駐停車も迷惑になります。迷惑駐車はご遠慮下さい。
- ・ 時間帯により込み合うことがありますので、お互いで譲り合い、駐車場をご利用下さい。
- ・ 車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにして下さい。
- ・ 駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても当園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転してくださいませようお願いします。

#### ⑤ 保護者に対する子育て支援について

こどもの利益を最優先に家庭と連携して子どもの育ちを支援していくと共に保護者が子育てを自ら実践する力の向上に資するよう支援します。

- ・ 関係機関、専門機関との連携
- ・ 育児相談、保護者面談、保育参加、おたより等（園だより・クラスだより・給食だより・保健だより・ドキュメンテーションによる掲示）

#### ⑥ 与薬について

医療行為に当たるため、園での服用等は、原則として禁止されています。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要とされた場合に限り、保護者の承認を得たうえで行うことができます。服用の必要がある場合は「与薬依頼書」への記入をお願いします。

- ・ 薬は（粉薬・水薬）1回分だけ預かります。
- ・ 座薬・市販の薬・解熱剤は扱いません。
- ・ 直接薬の容器や袋に名前と日付けを書いて、「与薬依頼書」「薬剤情報提供書」（薬の内容や副作用の書いてある紙）と一緒に職員へ直接渡してください。

#### ⑦ 予防接種についてのお願い

- ・ 子どもが病気や感染症にならないように予防接種はとても重要で、園でも予防接種を受けることを保護者の方に啓蒙しております。
- ・ 園では日中、散歩や園庭、ホール等で体を動かす遊びを行うため、予防接種は降園後または土曜日等に行ってください。

※ 接種後は走ったり跳んだりなどの激しい運動を行う事により、重い副作用を起こす可能性があるため

～厚生労働省「インフルエンザ予防接種ガイドライン」より～

#### ⑧ 感染症対策について

- ・ 当園は感染症が蔓延しないよう、必要な対策を行っております。

- ・当園は感染症が蔓延しないよう、必要に応じて対策を行っております。  
(送迎時の検温・手指消毒・遊具用具保育室の消毒等)
- ・感染症が発生した場合は、掲示板等でお知らせいたします。
- ・感染症に罹患した場合は、別紙「登園のめやす」を参考に「意見書(医師記入)」または「登園届(保護者記入)」の提出が必要となります。「登園のめやす」に記載のない疾患等に関しては提出の必要はありません

⑨ 園児の体調不良の場合について

- ・下痢、嘔吐、咳、発熱等により体調が悪い場合は、登園を控えて下さい。
- ・園にて発熱した場合は、保護者へ連絡しますのでお迎えをお願いします。
- ・病院(小児科・耳鼻咽喉科・呼吸器科・総合病院)受診後の登園は、感染症対策の観点から控えていただき、翌日以降の登園のご協力をお願いします。

⑩ 健康診断等について

- ・年2回こども園医が健康診断・歯科検診をします。
- ・毎月、身長・体重の測定を行います。(第1週の週に実施)

⑪ 変更届の提出について

就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、速やかに園の方にご連絡ください。

6 職員の配置状況

役 職	常 勤	常勤者の有資格	主な役割
園 長	1 人	1 人	全体的な計画作成及び教育保育計画作成
主幹保育教諭	1 人	1 人	特別支援教育コーディネーター 保護者相談・苦情業務他
指導保育教諭	1 人	1 人	保護者支援 保育内容の業務・実務に関する職員指導他
地域支援担当	1 人	1 人	地域子育て支援等
保育教諭	6 人	6 人	教育計画作成及び実施(学級担任)
フリー保育教諭	6 人	6 人	学級担任代替・学級補助等
加 配	8 人	8 人	個別支援教育関係
看護師	1 人	1 人	傷病等の応急処置 健康観察等
用務員	2 人		給食に関すること

7 開園日・開園時間及び休園日及び一時預かり保育事業・時間外(延長)保育に関する徴収額  
(別表 1)

	教育・保育 提供時間	延長 (有料)	休園日	休業日
1号認定園児	月曜日～金曜日 午前8時～ 午後2時	★一時預かり利用★ 【平日利用 料金 400円】 教育課程終了後～午後7時 【休業日利用】 半日 400円 (8時～午後2時 午後2～午後6時15分) 1日 800円 (8時～午後6時15分)	○日曜日・祝祭日 ○慰霊の日 6/23 ○年未年始 12/29～1/3  ○台風等の非常時 ○その他市長が必要 と認める日	○土曜日 ○学年始休業日 4/1～4/6 ○夏季休業日 7/19～8/31 ○冬季休業日 12/26～1/4 ○学年末休業日 修了式の翌日～3/31 ○その他市長が必要と認める日
	保育標準時間 午前7時15分 ～午後6時15分	★時間外保育時間★ 【時間単位で利用】 午後6時15分～午後7時 ※1 60分ごとに300円 【月単位で利用】 月額 3,000円		
2号認定園児	保育短時間 午前8時～ 午後4時	★時間外保育時間★ 午前7時15分～午前8時 午後4時～午後7時 ※2 60分ごとに300円		

※1※2：利用時間が60分に満たない場合でも、これを60分とみなす。

8 利用者負担額 と支払方法

(1) 保育料

- ・支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。  
幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児のすべての園児の保育料が無償となります。

- ・原則として口座振替

(2) 一時預かり保育事業、時間外保育に要する徴収金 (別表 1)

- ・利用した日に園へ現金払い

(3) 給食の提供に要する徴収金について (別表 2)

- ・主食費 500円 (うるま市が助成します)
- ・副食費 1号認定児 3,500円・2号認定児 4,500円
- ・原則として口座振替

(別表 2)

項目	月額
1号認定児給食費	月額 4,000円 (主食費 500円 副食費 3,500円)
2号認定児給食費	月額 5,000円 (主食費 500円 副食費 4,500円)

(4) 新年度用品を一括購入します。以下表(別表3)の通り現金での徴収があります。

(別表3)

項目	徴収額	用途
新年度用品(新入園児)	3歳児: 6,000円程度 4歳児: 6,000円程度 5歳児: 6,000円程度	★教育・保育活動に必要な個人用品 (クレヨン・はさみ・のり・しゅっせきノート等) ★アルバム作成 (アルバム台紙・現像) ★日本スポーツ振興センター掛け金
新年度用品(進級児)	4歳児: 4,100円 5歳児: 5,400円	

(5) 教育・保育を充実させるための補助教材費について

①遠足代(入場料他) ②写真代③教材費(3・4・5歳児) ④誕生会ケーキ代

(別表4)

補助教材費	遠足代(入場料等) 誕生会(ケーキ代) 行事食費等	年間 3,000円
-------	------------------------------	-----------

## 9 利用の開始及び終了について

当園に入所する際は、うるま市保育こども園課(TEL:973-5427)との利用調整を行っております。

また、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者から当園の利用取り消しの申し出があったとき
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 賠償責任保険の加入

当園では独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。

## 11 伊波こども園医等

当園では以下の伊波こども園医・薬剤師と契約を締結しています。

### (1) 内科

名称	しらはま内科
医院長名	仲宗根 琢磨
所在地	うるま市石川白浜1-2-3
電話番号	098-965-0800

### (2) 歯科

名称	幸一デンタルオフィス
医院長名	伊波 幸一
所在地	うるま市石川1丁目47番地26
電話番号	098-965-7171

### (3) 薬剤師

名称	いは薬局
薬剤師名	瑞慶山 純子
所在地	うるま市石川伊波 428-5
電話番号	098-965-6767

#### 1.2 緊急時の対応方法

- ・お子様の急な傷病（発熱や怪我）の際には、速やかに保護者へ連絡をします。  
保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。緊急連絡先は、必ず連絡がつく方や番号を明記して下さい。  
また、緊急連絡先に変更があった際は速やかに園へ連絡をお願いします。

#### 1.3 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書		うるま市消防本部 令和7年4月1日届出		
		防火管理者		園長
避難訓練		火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。		
防災設備		火災通報装置・煙感知器・誘導灯		
避難場所	本園	火災	① 伊波小学校児童玄関前	② タイヤ広場 (旧幼稚園跡地)
		地震・津波	① 伊波こども園	② 伊波小学校体育館

#### 1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 受付担当者  
山城 亜理沙（主幹保育教諭） TEL 964-2980
- (2) 解決責任者  
國吉 貴子（園長） TEL 964-2980
- (4) 受付方法  
面談・文書・電話などの方法で受け付けます。

#### 1.5 虐待防止のための措置について

当園は園児の人権の擁護・虐待防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

虐待防止責任者 園長

#### 1.6 守秘義務について

当園の職員及び職員であった者が知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

#### 1.7 個人情報について

クラスだより等に記載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。

また、園行事などの際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っているものはSNS等に掲載しないでください。

## 同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

重要事項説明者 \_\_\_\_\_ 印

伊波こども園 園長 國吉 貴子 印

私は、本書面に基づいてうるま市立伊波こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

### 個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・園行事等で撮影された映像等は家庭外には持ち出さず、個人情報（映像・画像）の漏洩に十分配慮する。
- ・個人情報保護のため、インターネット、SNS投稿等はない。
- ・コドモン等での「園だより」「クラスだより」への写真・名前・生年月日などの掲載の 可 ・ 否

住 所 うるま市 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

園児から見た続柄 \_\_\_\_\_